

別表六の二(二十一)

「24」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の法人税額の特別控除に関する明細書

雇用者給与等支給額の合計額 (各連結法人の別表六の二(二十一)付表「1」の合計)	1	円	個別給与控除額の合計額 (各連結法人の別表六の二(二十三)「16」の合計)	15	円
比較雇用者給与等支給額の合計額 (各連結法人の(28)の合計)	2		雇用者給与等支給増加額 (3)-(15) (マイナスの場合は0)	16	
調整前雇用者給与等支給増加額 (1)-(2) (マイナスの場合は0)	3		法人税額控除 (14) ≥ 20% 又は (11) = (13) > 0 の場合 $(16) \times \frac{20}{100}$ 同 上 以 外 の 場 合	17	
継続雇用者給与等支給額の合計額 (各連結法人の(33の①)の合計)	4				
継続雇用者比較給与等支給額の合計額 (各連結法人の(33の②)又は(33の③)の合計)	5				
継続雇用者給与等支給増加額 (4)-(5) (マイナスの場合は0)	6				
継続雇用者給与等支給増加額の割合 $\frac{(6)}{(5)}$ (5)=0の場合は0)	7				
国内設備投資額の合計 (各連結法人の(34)の合計)	8	円	法人税額の特別控除額 (22)-(23)	24	円
当期償却費総額の合計 (各連結法人の(37)の合計)					
当期償却費総額基本率 $(9) \times \frac{90 \text{ 又は } 95}{100}$					
教育訓練費の額の合計額 (各連結法人の(38)の合計)	11		当期税額基準額 $(20) \times \frac{20}{100}$	21	
比較教育訓練費の額の合計額 (各連結法人の(43)の合計)	12		当期税額控除可能額 (19)と(21)のうち少ない金額	22	
教育訓練費増加額 (11)-(12) (マイナスの場合は0)	13		調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(三)「7の②」)	23	
教育訓練費増加額の割合 $\frac{(13)}{(12)}$ (12)=0の場合は0)	14				
各連結法人の比較雇用者給与等支給額の計算					
前連結事業年度又は前事業年度	25	円	比較雇用者給与等支給額 (26) × (27)	28	円
各連結法人の継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算					
連結事業年度等又は事業年度等	29	円	比較雇用者給与等支給額 (26) × (27)	28	円
雇用者給与等支給額	30	円	比較雇用者給与等支給額 (26) × (27)	28	円
同上のうち継続雇用者に係る金額	31	円	比較雇用者給与等支給額 (26) × (27)	28	円
適用年度の月数 (29の③)の月数	32	円	比較雇用者給与等支給額 (26) × (27)	28	円
継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額 (31)又は((31)×(32))	33	円	比較雇用者給与等支給額 (26) × (27)	28	円
各連結法人の当期償却費総額等の計算					
国内設備投資額	34	円	当期償却費総額 (35)+(36)	37	円
損益計算書に計上された減価償却費の額	35	円	当期償却費総額 (35)+(36)	37	円
各連結法人の比較教育訓練費の額等の計算					
教育訓練費の額	38	円	改定教育訓練費の額 (40) × (41)	42	円
連結事業年度又は事業年度	39	円	改定教育訓練費の額 (40) × (41)	42	円
調整対象年度	40	円	改定教育訓練費の額 (40) × (41)	42	円
計	41	円	改定教育訓練費の額 (40) × (41)	42	円
比較教育訓練費の額 (42の計) ÷ (調整対象年度数)	43	円	改定教育訓練費の額 (40) × (41)	42	円

「24」欄
給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の法人税額の特別控除を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の15の6第1項」
② 「区分番号」欄：「10609」
③ 「適用額」欄：「24」欄の金額

別表六の二(二十一) 令二・四・一以後終了連結事業年度分